

○西脇市環境審議会規則

平成17年10月1日規則第95号

改正

平成26年7月1日規則第26号

平成28年6月23日規則第41号

西脇市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西脇市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、その所掌事務を遂行するため、必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第4条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境保全担当部において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会の意見を聴いて定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成26年7月1日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年6月23日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。